

ると、」までを次のとおり改める。

「これに対し、控訴人は、被控訴人が堀川から本件株式を譲り受ける前に、堀川に対する融資の条件として、柴垣が本件株式を譲り受けた旨の主張をする。しかしながら、仮に控訴人の主張する事実があったとしても、株券発行会社の株式の譲渡は当該株式に係る株券を交付しなければ効力を生じないとされている（会社法128条）ところ、証拠（甲2の1ないし10）及び弁論の全趣旨によると、控訴人は、株券発行会社であると認められるから、株券の交付を受けていない柴垣に対して本件株式の譲渡の効力は生じておらず、被控訴人が堀川から本件株式の譲渡を受けることの妨げにはならない。

また、控訴人は、堀川から被控訴人に対する本件株式の譲渡が虚偽表示に当たり無効であって、被控訴人が本件株式を有していない旨の主張であると捉えるとしても、本件において、堀川から被控訴人への本件株式の譲渡は、堀川が被控訴人に対して負っていた借入債務の代物弁済としてされたことがうかがわれるところ、上記の借入債務が架空のものであることをうかがわせるような証拠はなく、上記主張を認めることはできない。

したがって、本件株主総会1及び本件株主総会2が開催されたとされる時点においても、現時点においても、本件株式を有する株主は被控訴人であるというべきであって、被控訴人は、本件訴えの原告適格を有するものであるし、

- 2 以上によれば、被控訴人の請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

以上